

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援事業（Q&A）

① 交付対象者・交付要件について

Q①-1 個人事業主はどのような概念ですか。

⇒ 事業所得（製造・卸売・サービス・小売業など）のある、個人を意味します。

対象となる個人事業主は、事業所が町内にあることが必要（いわゆる町内居住者）です。町内で事業を実施されているかどうかの判断は、確定申告に記載された事業所所在地により確認します。

Q①-2 農林水産業は対象となりますか。

⇒ 農業所得等において確定申告を実施している場合は、対象となり得ます。

Q①-3 滞納している町税がある場合、この支援金を受け取れますか。

⇒ 申請の際に町税等の滞納がないことが交付要件です。滞納がある場合は、申請されても支援金は交付できません。

Q①-4 法人の場合、本社が町外にあり、事業所が町内にある場合は対象となりますか。

⇒ 町内に事業活動を行っている事業所を有し、営利を目的として現に事業を営んでいる場合は、対象となり得ます。

ただし、支援の対象となる経費は、町内で営む事業にかかるエネルギー経費（燃料、電気、ガス、水道）のみとなりますので、町内事業所分のエネルギー経費が確認できる書類（内訳書、元帳の写し）の提出が必要です。

Q①-5 町内に複数の事業所があります。事業所ごとに申請はできますか。

⇒ 申請は、事業者単位となります。町内に複数の事業所があつたとしても、申請は一度のみとなりますので、まとめてご申請ください。

Q①-6 開業間もない、新規創業者も対象となりますか。

⇒ 申請日以前において町内で営んだ事業に関し、1回以上決算期を迎えていることが要件となります。

② 交付対象経費について

Q②-1 エネルギー経費とは、具体的にどのようなものですか。

⇒ エネルギー経費とは、町内にある事業所の維持管理・運営及び事業を営むために必要な車両等にかかる、燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油）、電気、ガス（都市ガス、プロパンガス）、水道料をいいます。

Q②-2 ガソリン代を旅費交通費や消耗品費等として確定申告しています。交付対象経費となりますか。

⇒ 車両等にかかるガソリン代は交付対象経費となります。ガソリン代の内訳が確認できる書類（内訳書、元帳の写し）を添付してください。

Q②-3 他の公的制度で既に助成・補助を受けた経費について、今回支援金を申請することはできますか。

⇒ 同一目的として、他の補助金が交付され、又はされることとなっているエネルギー経費は交付対象経費とはなりません。

③ 支援金の交付について

Q③-1 エネルギー価格高騰緊急対策支援金が振り込まれたら連絡が来ますか。

⇒ 申請内容について審査を行い、交付要件を満たすことができた場合は、「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書」をお送りします。振込連絡の予定はございませんが、通常、当該通知の到達後3週間を目途に振込をさせていただきます予定です。

Q③-2 申請後、どれくらいで給付されますか。

⇒ 申請締め切り後、随時交付を行います。そのため早くとも8月以降になります。ただし、書類の不備等の解消に時間を要した場合は、当該期間に応じて交付まで時間を要します。

④ その他

Q④-1 申請に当たっての注意事項等がありますか。

⇒ 申請書等の提出期限日時までに必ず提出（不備書類含む）してください。なお、提出期限日時以降の受理（受付）は致しません。

申請書等は、睦沢町役場 2階 産業建設課 産業振興班でお預かりします。なお、提出された書類の返却はしません。また、郵送での提出も可能ですが、郵送申請の場合は、配達状況の追跡が可能な簡易書留やレターパック等により睦沢町産業課商工観光班まで送付してください。（郵送料は申請者負担となります。）

【宛先】

〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷 1650 番地 1

睦沢町 産業課 商工観光班 宛

※「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金申請書類」在中と表面にご記載ください。

※郵送の場合は、提出期限日当日の消印有効となります。

Q④-2 申請書等の配布及び申請に係る相談窓口はありますか。

⇒ 申請書類は、睦沢町役場 2階 産業課商工観光班及び睦沢町商工会で配布しています。睦沢町公式HPでもダウンロードが可能です。

なお、申請相談は、睦沢町役場 2階 産業課商工観光班で受け付けます。（平日 9時00分から17時まで）

【お問合せ先】

電話：0475-44-2505 FAX：0475-44-1729

メールアドレス：sangyou@town.mutsuzawa.chiba.jp

Q④－3 この支援金は課税対象ですか。

⇒ 補助金等は税制上収入として取り扱われるため、課税対象となります。

Q④－4 社会福祉法人やNPO法人等で確定申告を実施していないのですが、当該補助金に申請はできませんか。

⇒ 法人の体系により、確定申告が免除等されている場合は、決算書の写しでもよいです。